

# 木曽岬町農業委員会総会会議録

令和元年9月5日

木曽岬町農業委員会

## 木曽岬町農業委員会会議録

令和元年9月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	岡村	昇
2番	平松	和憲
3番	伊藤	正人
4番	花井	豊彦
6番	藤井	保之
7番	岡村	なつ枝
8番	大橋	光則
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

5番 山田 徳仁

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木 齊  
佐藤 義博  
伊藤 敏則  
伊藤 浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 平松 孝浩  
事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 平松 孝浩

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

## 9. 会議

会議内容は次のとおりである。

議長

(開会の挨拶)

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。  
只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。  
本日の欠席委員は、山田徳仁委員の1名です。  
よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

議長

(書記の指名)

次に、書記の指名を行います。  
書記には、平松 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声)

それでは、平松 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、大橋光則委員、岡村なつ枝委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
以上の1議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」です。

本件につきましては、田 1筆 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。

事項書3ページの1番の所有権移転は、[REDACTED]番、地目 田、地積 [REDACTED] m<sup>2</sup>の1筆です。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]  
です。

本件については、別で配布致しました「令和元年9月5日開催農業委員会 農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものであります。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず、1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が [REDACTED] m<sup>2</sup>で、田が [REDACTED] m<sup>2</sup>、畑が [REDACTED] m<sup>2</sup>となっています。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物は田で水稻等が [REDACTED] m<sup>2</sup>で、畑がキャベツ等で [REDACTED] m<sup>2</sup>です。

機械の所有状況は、トラクター [REDACTED] 台、田植機 [REDACTED] 台、耕運機 [REDACTED] 台、トラック [REDACTED] 台です。

農作業に従事する者としては、35年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、妻と子の3名で農作業経験もあり、申請地までの距離は0.1km内で移動時間は徒歩1分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことがあります。

農作業に従事する者の氏名は：[REDACTED] 歳、主たる職業：農業、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数：[REDACTED] 日、[REDACTED] 歳、主たる職業：農業、権利取得者との関係：妻、農作業への年間従事日数は [REDACTED] 日、[REDACTED] 歳、主たる職業：農業、権利取得者との関係：子、農作業への年間従事日数は [REDACTED] 日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、[REDACTED] m<sup>2</sup>です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可する事が出来ないことがあります。

「集団性への影響ではなく、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としてい

ます。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましても、「地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させて頂きます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いします。

[ 休会 午後 7時10分 ]

( 申請書回覧 )

議 長

それでは、申請書の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[ 開会 午後 7時15分 ]

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「白木斎委員」お願いします。

白木斎

専業農家の方で特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に農業委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。

平松和憲

専業農家の方で息子さんも後継者として頑張っており特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特に意見等なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可することにします。

議長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時15分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員